

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について —平成24年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

東京都において発生した重大な児童虐待で、東京都・区市町村の関与があったものを対象とし、23年度に発生した3事例の中から、今回は虐待を受けて児童相談所が親子分離を行っていた子供のきょうだいが死亡した事例を選定（右の表における区分⑥に該当）

23年度に発生した重大な虐待事例

区分	東京都・区市町村の関与		計
	有	無	
① 虐待による死亡事例（心中を含む。）	1	3	4
② 死亡原因が虐待によるものと特定されないが、死亡に至った経過の中で虐待が疑われる事例	0	0	0
③ 死亡に至らなかったが心中未遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例	0	1	1
④ 乳児死体遺棄の事例	0	0	0
⑤ 棄児置き去り児の事例	0	2	2
⑥ その他の重大な児童虐待の事例	2	0	2
計	3	6	9

*区分①に該当し、東京都・区市町村の関与があった1事例については、既に検証済み

2 検証方法

検証部会において関係機関へのヒアリングを行い、問題点と課題を抽出し、改善策を検討

3 検証内容

主な関係機関	概要	課題	改善策
医療機関 小学校 乳児院 子供家庭支援センター 都児童相談所	深夜に住宅内から出火して、住宅を全焼、焼け跡から7歳女兒と父の遺体が発見された。2歳の弟は母からの虐待の疑いで一時保護されていて無事だった。 後日、母が逮捕され、現住建造物等放火罪及び弟への傷害罪で起訴された。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から虐待通告があった際、主担当である児童相談所は、本児の安全確認を直接現認により行わず、子供家庭支援センターにも依頼しなかった。児童相談所は、弟の施設入所により家庭に残された本児に虐待が向かう可能性を十分に認識していなかった。 ・児童相談所は、本児の家庭が所管外の区市町村に転居した後も、これまでの弟への関わりを重視して、本児についても引き続きケースを担当したが、転居先の子供家庭支援センターと十分に意思の疎通を図ることができなかった。また、転居した時点で転居先の関係機関に情報提供をせず、個別ケース検討会議も速やかに開催しなかった。 ・複数の関係機関が、一時保護や措置解除の是非について児童相談所とは異なる意見を表明していたが、児童相談所はこれらの機関に対して、自らが決定した方針の判断根拠について十分な説明を行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待により親子分離している子供のきょうだいについては、定期的な安全確認を行い、虐待通告がなされたり、虐待が疑われる場合には、一時保護を行った上で調査することを原則とすべきである。 ・児童相談所は、施設入所措置した子供の家庭が都内の所管外の区市町村に転居した場合には、転居先の児童相談所及び子供家庭支援センターと速やかに協議を行い、役割分担を明確にすること。他のきょうだいについて、児童福祉司指導などの在宅措置をとっている場合には、転居先の児童相談所が対応について責任を持つことを原則とすべきである。 ・児童相談所が主担当のケースについても、関係機関と児童相談所は十分に意見交換を行うことが望ましく、児童相談所は関係機関からの意見を受け止め、方針を決定する際の判断材料として活かすべきである。

4 児童虐待防止に取り組む全ての関係者に向けて

虐待が疑われる子供の家庭に他のきょうだいがいる場合には、他のきょうだいにも虐待が行われている可能性が高いことを認識し、保護者も含めた家族全体のアセスメントを行い、適切に対応する必要がある。